

北海道がん対策推進条例（抄）

第3章 北海道がん対策推進委員会

（設置）

第26条 北海道におけるがん対策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第27条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について調査審議すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

2 委員会は、がん対策の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第28条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) がん患者等又はがん経験者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 報道関係者
- (6) 事業者
- (7) 市町村の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第30条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第32条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第33条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。